

エバーニュース

# EVER NEWS

vol.23 平成28年2月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



● [連載] 相続 その4 遺産分割の具体的な進め方②

■ 無料相談会のご案内

● [連載] 保全申立（民事）について

● 料金のご案内／事務所のご案内



相続その4  
遺産分割の具体的な進め方②

前回に続き、相続人の確定、遺産の範囲の確定後の遺産分割の準備・交渉作業について述べます（以下、遺言がないことを前提としています）。まず、各人の法定相続分（VOL.1参照）を確認し、相続人全員が法定相続分どおりの分割を希望するのであれば、遺産の評価方法の検討に移ります。しかし、例えば、農家で先祖伝来の田畑が多いなど、家業に関わる経営資産が多い場合などは、後継者が多く相続するということがあります。法定相続分はその割合のとおりの分割を義務付けられるものではないので、相続人全員が納得すればいかようにも分割できます。納得しない方がいる場合には、その他の相続人で、自分たちの相続分の範囲内で融通し合うことにより割合を変更することも可能です。

次に、遺産の各財産の評価方法を検討します。評価についてはVOL.15でも述べましたが、不動産の評価方法をどのように考えるかがポイントです。現金、預貯金、有価証券（上場株式など）などは、死亡時の残高の照会によって評価が明確になります。しかし、不動産は、固定資産評価額、路線価、公示価格、県の基準地価額など目的に応じた様々な指標があり、取引がある場所は取引価格が目安となりますので、相続人間で不動産評価方法について合意できるかが重要です。相続財産が土地のみで評価にそれほど大差なければ、割合に相当する場所の選択の問題だけになりますので、解決は比較的容易です。相続人の希望が集中する場合には、土地を売却して金銭で分ける方法もあります。しかし、金融資産と不動産が混在する場合には、評価方法への了解を得られにくくなります。現金、預貯金の相続を希望する方は、不動産の評価を高く希望し、不動産の取得を希望する方は、逆に低い評価を希望するからです。合意が得られなければ、不動産鑑定により評価して分割するか、不動産を売却して金銭に換えて分割するか、不動産を共有のままにするかなどの選択になります。以上の過程を交渉で行うのですが、相続人同士では、感情が絡み、以上のように整理しながら進むことが困難な場合もあります。この場合には交渉代理人として弁護士を立てたり、あるいは、家庭裁判所での調停を選択することも必要になります。この続きは次回に述べます。お悩みの際にはご相談ください。

Information

無料相談会のご案内

平成28年2月19日(金)、2月23日(火)、3月1日(火) のいずれも  
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。  
なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ  
保全申立(民事)について

保全申立とは、裁判で判決が出るまでの間、判決後の実行が困難になるのを防ぐため、「仮」にその状態を保つ、あるいは押さえておくための申立のことで、大別すれば、「仮差押」と「仮処分」があります。

「仮差押」とは、権利者が金銭債権を有する場合の保全手続です。例えば、請負工事による請負代金を約束通り支払わない場合に、判決が出るまでの間債務者による資産の処分を防止するために、裁判所の命令によって債務者の資産を「仮」に押さえておくものです。保全の対象としては、不動産、預貯金、給料や退職金などがあります。仮差押をした場合、不動産については登記に記載されるだけです。債務者の生活への影響は比較的少ないのですが（不動産の処分は難しくなります）、預貯金については払戻しができなくなるだけでなく、金融機関に知られば期限利益喪失事由など信用状態の悪化として捉えられます。給料、退職金についても、押さえられた部分の支払の停止だけでなく、勤務先への迷惑などの影響も生じます。そのため申立にあたっては債権の存在と保全の必要性の立証を行う必要があります。また、仮にその申立が理由がなく債務者に損害を与えた場合にはその損害を債権者は賠償しなければならず、その担保として保証金を供託することが必要です。保証金の目安は、事案にもよりますが、債権額又は対象物の評価の2割、3割は考えておいた方が良いでしょう。

一方、「仮処分」は、権利者の有する権利が金銭債権以外の場合です。例えば、建築工事が妨害されている場合の建築工事妨害禁止の仮処分、登記上の権利に争いがある場合の処分禁止の仮処分、インターネット上の記事の仮の削除の仮処分など様々です。申立債権や方法に限定はありませんが、「仮」ではあっても現状変更を禁止したり、仮の地位を定めたりするので影響が大きいので、①現状の変更により権利の実行ができなくなったり、著しい困難を生じるおそれがある場合か、②争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要な場合、に可能とされています。裁判所は、仮差押のように債権者の申立のみで判断することはせず、通常、債務者側の意見も聞いた上で判断します。これらの保全申立を効果的に利用することで早期の解決につながることも可能になりますので、事案の解決にお役立て下さい。



# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

## エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

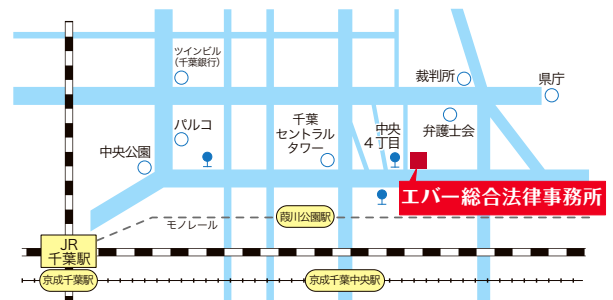
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。